

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年（2018年）5月31日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年（2018年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第34条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円</p>	<p>(課税額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>50 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ 略</p>